

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和2年7月27日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 11名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一            2番 黒澤 ちよ子            3番 高橋 誠一  
5番 浅野 厚司            6番 渡部 基司            8番 安達 芳紀  
9番 佐藤 一志            10番 小野 博            11番 渡沢 寿  
12番 伊藤 圭一            13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり  
4番 峠田 一徳            7番 本間 仁一
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 局長 大室 拓  
同 上 事務局補佐 山内 美穂  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第13号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第28号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
日程第7 議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第8 議第30号 非農地証明願に対する可否について  
日程第9 議第31号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

(開会：ときに午後1時30分)

議長（高橋会長）

令和2年7月27日付け南農委告示第8号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は11名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、4番峠田一徳委員、7番本間仁一委員の2名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めてまいります。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

12番伊藤圭一委員、13番鈴木正徳委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 12番 伊藤 圭一委員

13番 鈴木 正徳委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によりご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第13号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第13号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年6月25日付け農第299号で、南陽市長から本委員会に対し、7月1日付けで3件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第13号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、報第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第14号について、ご説明申し上げます。  
1番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■  
■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番▲▲ 外1筆 田 合計1,745㎡を貸借内容の変更、具体的には賃貸借から使用貸借になっております。契約内容の変更のため、合意解約するものです。  
2番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■  
■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番▲▲ 外1筆 田 合計1,745㎡を貸借内容の変更ため、合意解約するものです。  
3番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■  
■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番▲▲ 田 1,511㎡を土地売買のため、合意解約するものです。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第14号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第28号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第28号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1 番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番地 畑 1 1 0 m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があったものです。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。  
議第 2 8 号 1 番の現地調査について鈴木雄一推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 鈴木雄一委員より、令和 2 年 7 月 1 9 日に、現地調査を行いまして、作付けはされていませんでしたが、草刈など管理がされていましてと報告をいただいております。

議長（高橋会長） 本案件について審議に入ります。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第 7 議第 2 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第 2 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第 5 条第 1 項の規定により、本委員会に対し 9 件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

1番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲ 田 901㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番 畑 768㎡を所有権移転し、建売住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、集落に接続する住宅の建築であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲ 外1筆 畑 合計327㎡を所有権移転し、駐車場などに利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、集落に接続する住宅用地として転用であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

4番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲ 畑 50㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。なお、この農地は登記簿面積50㎡ですが、現地での実測で125㎡と申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

続きまして、5番から9番は、一時転用の申請となります。いずれも■■■■の携帯電話基地局に設置に伴う、工事用地の一時転用となります。

初めに、5番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲の一部 畑 204.26㎡に使用貸借権を設定し、工事用仮設用地として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地と判断でき、原則転用許可できない農地ですが、例外規定の一時転用に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

6番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲の一部 畑 50.47㎡に使用貸借権を設定し、工事用仮設用地として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

7番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲の一部 畑 84.11㎡に使用貸借権を設定し、工事用仮設用地として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、一時転用の申請であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

8番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲の一部 畑 38.11㎡に使用貸借権を設定し、工事用仮設用地として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、一時転用の申請であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

9番につきましては、▲▲の■■■■相続人■■■■さんから、▲▲字▲▲番1の一部 田 168.56㎡に使用貸借権を設定し、工事用仮設用地として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地と判断でき、原則転用許可できない農地ですが、例外規定の一時転用に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長）

ここで、議第29号 1番から9番の現地調査について、6番渡部基司委員より、報告をお願いします。

6番  
（渡部基司委員）

7月17日に、私と本間仁一委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で5条9件の現地調査を行ってまいりました。

その結果、すべての案件について申請どおりだったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について終結いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第30号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第30号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。  
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲番▲▲ 登記地目が 畑 19㎡が、平成元年以前から住宅敷地の一部として使用し、現在に至っているものです。  
住宅敷地として利用され、農地性はないものとして、証明できるものと判断できます。  
2番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲番▲▲ 登記地目が 畑 145㎡が、平成10年以前から耕作せず山林化して、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。  
議第30号 1番2番の現地調査について、6番渡部基司委員より、報告をお願いします。

6番  
（渡部基司委員） 先ほどと同じ様に、7月17日に、私と本間仁一委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で非農地証明願2件の現地調査を行ってまいりました。  
その結果、すべての案件につきまして申請どおりだったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第31号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第31号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、令和2年7月13日付け農第362号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、1件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。  
ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 所有権移転が1件で計画面積が 田 1,511㎡となっております。  
1番、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■に、▲▲字▲▲番▲▲の田、1筆1,511㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入ります。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………



議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年7月27日付け南農委告示第8号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後1時48分）